

第4 分権型の県・市町村関係の構築に向けて

このプログラムは、市町村の自主性・自律性を拡大するために、県が支援できる方策を示したものであり、ある意味では過渡期的な取組である。

今後、県・市町村それぞれが、分権時代にふさわしい自主性・自律性を備えた自治体へと転換を遂げた場合には、より明確な役割分担と真に対等・協力の関係のもとで、新たな連携・協力のあり方を構築する必要がある。

その基本的な方針や内容については、今回のプログラムの範囲を越えるところであり、プログラム推進後の検討課題であるが、新たな連携・協力の推進方策としていくつか考えられる論点を例示すると以下のとおりである。

パートナーシップ協定型の取組の推進

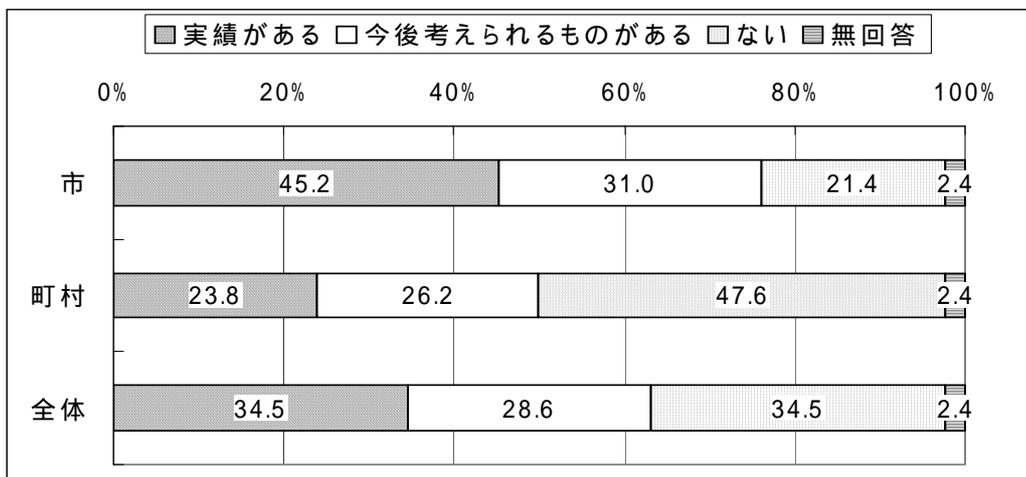
- ・現在は、国、県、市町村の役割分担が不明確なこともあり、ある政策について、国が全国的取組を行う場合、国が要綱等で、県・市町村の役割を定め、県・市町村もそれに沿った取組を実施する。これは、県が、全県的取組を行う場合も同様である。
- ・この場合、国は地方が、県は市町村が、要綱等に沿った取組の実施に協力することを当然の前提としており、実際にそのとおり実施している。しかし、これは、中央集権的、上位下達的手法である。
- ・また、そういった仕組みの中で、国、県、市町村が補助金など財政負担を分担しているケースが存在する。その際、国、県が財政上の理由等で制度を縮小しても、現場のサービスを担う市町村は、なかなか制度を縮小できず、国、県の削減分を負担するという事態も生じている(理屈としては市町村独自の判断であるが)。
- ・今後、分権型関係のもとでも、国、県、市町村が連携・協力して実施すべき取組は存在する。ただし、その場合、その仕組みは、国あるいは県が一方的につくるのではなく、真の対等・協力の主体として、お互いのパートナーシップ協定として定めるべきではないか。

県・市町村共同取組の推進

- ・分権型の関係のもとでは、市町村、県それぞれが、自らの役割について、権限と責任をもって取り組むことが基本である。
- ・しかし、分野によっては、現場に強い市町村、専門性が高い県など、それぞれがもつノウハウを補完しながら、共同で取り組むことが、事業効果と効率性を高める場合も多い。

- ・県と市町村による事務の共同実施については、現在でも行っており、「市町村の自律拡大に関するアンケート調査」によると、共同実施により高い効果が得られた「実績がある」とする回答が 34.5%、「今後考えられるものがある」とする回答が 28.6%となっている。
- ・実績がある具体的な事務内容は、「あいち電子自治体推進協議会による共同でのシステムの開発」が最も多く、その他「愛知県総合防災訓練」、「県との連携による農業振興」、「愛・地球博フレンドシップ事業」などが挙げられている。また、今後、共同実施が考えられる具体的な事務内容は、「悪質滞納者に対する滞納処分」、「消費者・高齢者保護の促進」などが挙げられている。

図 事務の共同実施（構成比）



- ・これらの中には従来型の県主導の取組も含まれると考えられるが、県・市町村の役割分担が明確化される分権型関係のもとでは、双方が、より意識して、共同取組を進めることが必要である。
- ・アンケートにおいて高い評価を得た「あいち電子自治体推進協議会による共同でのシステムの開発」など、共同取組の成功事例集を作成することも促進の手段である。

多様な人事交流制度

- ・現在、県と市町村との人事交流は、県から市町村への職員派遣と市町村からの実務研修生の受入れである。一部、地方自治法に基づく派遣もある。市町村からは高い評価を得ているものの、これらは一方通行の制度である。
- ・名古屋市とは、研修目的で相互交流している。

- ・合併等により市町村の規模・能力は拡大している。現在の派遣制度では、役職者しか対象にならないが、市町村業務の経験は、県の担当者にとっても貴重なものと考えられ、今後、権限移譲等により、現場事務が市町村移譲されると、ますます必要となる可能性がある。
- ・県・市町村の担当者同士の相互交流も含め、市町村のニーズや、県・市町村双方のメリットを勘案した、多様な人事交流制度の構築が必要である。

市町村の共同機関の強化

- ・分権型の関係の下では、これまでであれば、県が補完事務として実施していた事務や事実上支援していた事務についても、広域連合や一部事務組合などにより市町村が共同で処理して、共同で課題解決を図ることをめざすべきであるし、実際に増加(町村共同での法規審査など)している。
- ・また、地方分権など市町村全体に関係する課題について、共同で研究して、単なる要望ではなく、政策提言をすることも重要である。
- ・こうした取組をコーディネートし、効果的に推進するためには、その役割を果たす市町村の共同機関(例えば市長会や町村会)の機能強化が必須である。
- ・また、県との関係においても、市町村全体に関わる事項については、県が主導的に全市町村と個別に協議するのではなく、市町村間で意見や考えをまとめたうえで、県と市町村代表者との間で対等の立場で協議するという仕組みを設ける必要である。その市町村の事務局役として共同機関の役割は重要である。

これらは、論点の一例の提示である。今後、基本理念・基本方針を明確にしながら、可能なところから、分権時代にふさわしい、対等・協力の関係を構築していくことが必要である。

あいち市町村自律拡大プログラム
平成 19 年 3 月発行

愛知県総務部総務課

〒460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電 話 052-961-2111(内線 2107・2108)

ダイヤル 052-954-6027

ファクシミリ 052-954-6901

E-mail somubu-somu@pref.aichi.lg.jp

「愛知県の地方分権・顔の見える道州制」

<http://www.somusomu.pref.aichi.jp/bunken>

この冊子は再生紙を使用しています。